

女性活躍推進企業『えるぼし』の認定取得について

千葉信用金庫は、2021年1月15日付で厚生労働大臣認定の「女性の職場生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく「基準適合一般事業主」に認定（以下「えるぼし認定」という。）されましたのでお知らせいたします。

えるぼし認定は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出および厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース」等で情報公開を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良と認められた企業を3段階の評価で認定する制度で、千葉信用金庫は2段階目の認定を取得しました。

千葉信用金庫は引き続き、職員が能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り、安心して働きやすい職場環境を作っていきます。

なお、一般事業主行動計画、女性活躍推進の現状等は、千葉信用金庫ホームページ内採用情報「女性活躍推進法に基づく取り組み」の「女性の活躍推進企業データベース」で閲覧することができます。

また、認定を受けた企業は、厚生労働大臣が認める「えるぼし認定マーク」を使用することができます。

「認定マーク」



以上

(照会先) 千葉信用金庫人事部
女性活躍推進室
TEL 043-221-3250
(担当：岡崎・伊藤)